

大牟田市水道料金等関連業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

本大牟田市水道料金等関連業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領（以下「実施要領」という。）は、大牟田市（以下「本市」という。）が「大牟田市水道料金等関連業務（以下「本業務」という。）」を委託するに当たり、事務の効率化とお客様サービス等の一層の向上並びに更なる効率的運営を図るため、検針及び滞納整理業務等を行う能力を有する民間事業者（以下「事業者」という。）の中から、透明性及び公平性を確保しながら、豊富な経験、実績及び信頼性を有し、かつ社会貢献度の高い優れた者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により募集及び選定するために必要な事項を定める。

2 本書の位置付け

本実施要領は、プロポーザルを実施するに当たり、以下の添付書類を実施要領と一体のものとして取扱う。（以下「実施要領等」という。）

（１） 添付書類

- ① 大牟田市水道料金等関連業務委託仕様書
- ② 最終業務受託候補者決定基準
- ③ 大牟田市水道料金等関連業務委託様式集
- ④ 大牟田市水道料金等関連業務委託契約書（案）

3 委託業務の概要

（１） 業務名称

大牟田市水道料金等関連業務

（２） 業務履行場所

- ① 事 務 所 大牟田市有明町 2 丁目 3 番地 大牟田市企業局内
- ② 履行区域 大牟田市及び近隣市町

（３） 委託範囲

業務の委託範囲は次に掲げるものとし、詳細については大牟田市水道料金等関連業務委託仕様書（以下「業務委託仕様書」という。）に定めるものとする。

- ① 窓口業務
- ② 検針業務
- ③ 開閉栓業務
- ④ 調定に係る資料作成業務
- ⑤ 収納業務
- ⑥ 滞納整理業務
- ⑦ 宿日直業務
- ⑧ 常直業務
- ⑨ 上水道維持管理業務
- ⑩ 下水道事業受益者負担金業務
- ⑪ その他業務

4 委託期間等

本業務の委託期間は、契約締結日の翌日から令和 14 年 3 月 31 日までとする。ただ

し、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までは、既存業務の引継期間とし、業務履行期間は令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。なお、引継期間内に係る経費等は事業者の負担とする。

5 本業務のサービス範囲

事業者は、業務履行期間にわたり、業務委託仕様書に示す内容を遵守するものとする。

6 使用する言語、単位及び通貨

使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は円とする。

7 遵守すべき関係法令

事業者は、本業務を実施するに当たり、必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む。）を遵守するものとする。

8 見積金額の限度額等

(1) 本業務の見積金額の限度額は、金925,650,000円（消費税及び地方消費税額を含まない。）とする。

(2) 支払条件

令和8年度 なし

令和9年度から令和13年度までの支払は、毎月払いの計60回払とする。

事業者は、各支払回に対応する対象期間（1か月間）の業務について、毎月業務完了報告を提出し、委託者は当該報告に基づき検収を行う。事業者は業務履行開始月である令和9年4月に係る業務について検収完了後、初回分を5月に支払い、以後対象期間1か月間ごとに合計60回支払うものとする。

9 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと及び破産手続開始の決定を受けていないこと。

(3) 民事再生法（平成14年法律5号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及び再生手続開始の決定を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及び再生手続開始の決定を受けていないこと。

(5) 手形若しくは小切手の不渡りがあること又は銀行及び主要取引先から取引停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者でないこと。

(6) 参加資格確認基準日（参加資格確認申請書提出期限日）において、国税、県及び市町村税に未納の税額がない者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(8) 役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団でないこと。

(9) 暴力団員がその経営に実質的に関与していないこと。

- (10) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用していないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していないこと。
- (13) 参加者が本業務を受注したときは、業務を履行するために必要な物品の売買その他の契約において大牟田市物品の買入れ及び製造の請負並びに不用品の売払い契約に係る競争入札参加資格（平成23年3月30日告示第203号）1（3）に掲げる者をその相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講ずることができること。
- (14) この公告の日から参加資格確認基準日までの期間において、大牟田市指名停止等措置要綱（平成8年3月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (15) 単体企業であること。
- (16) 個人情報保護に関してはプライバシーマーク、情報セキュリティに関してはISO/IEC27001を取得していること。
- (17) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- (18) 令和5年度から令和7年度までの各年度において、毎月10,000件以上（隔月検針においては、年間60,000件以上）の水道料金の検針件数、かつ水道料金の滞納整理業務実績を有すること。なお、実績の証明は、参加表明書提出時に併せて提出すること。

10 参加資格要件を喪失した場合の取扱い

- (1) 参加資格確認基準日から業務提案書等提出日までの間に参加資格要件を欠くに至った場合は、プロポーザルに参加することができない。
- (2) 参加資格を有した者が最終業務受託候補者決定日までの間に参加資格要件を欠くに至った場合、本市は最終業務受託候補者決定の審査対象から除外する。
- (3) 最終業務受託候補者決定日から契約の締結日までの間に最終業務受託候補者が参加資格要件を欠くに至った場合は、失格となる。

11 スケジュール

本業務のスケジュールは、表1「プロポーザルの実施スケジュール（予定）」のとおりとす。

なお、日程に変更が生じた場合は、速やかに「16実施要領等に関する質問への回答（1）公表先」に示す本市ホームページで公表する。

表1 プロポーザルの実施スケジュール（予定）

実 施 事 項	日 程
実施要領等の公表	令和8年10月 1日（木）
資料閲覧申込受付期間	令和8年10月 2日（金） ～10月 9日（金）
資料閲覧期間	令和8年10月13日（火） ～10月20日（火）
実施要領等に関する質問の提出期間 （参加資格に関するもの）	令和8年10月 1日（木） ～10月16日（金）

実施要領等に関する質問に対する回答の公表 (参加資格に関するもの)	回答は随時 最終公表 令和8年10月22日(木)
参加表明書及び参加資格確認申請書の提出期間	令和8年10月13日(火) ～10月23日(金)
参加資格確認結果の通知	令和8年11月6日(金)
実施要領等に関する質問の提出期間 (参加資格に関するもの以外)	令和8年10月13日(火) ～10月30日(金)
実施要領等に関する質問に対する回答の公表 (参加資格に関するもの以外)	回答は随時 最終公表 令和8年11月20日(金)
業務提案書等の提出期間	令和8年11月30日(月) ～12月4日(金)
見積書及び見積内訳書の配達指定日	令和8年12月4日(金)
プレゼンテーションの案内	令和8年12月7日(月)
プレゼンテーション及び審査	令和8年12月21日(月) 令和8年12月22日(火)
最終業務受託候補者の決定及び結果通知発送	令和8年12月28日(月)
業務契約の締結	令和9年1月
業務引継期間	契約締結日の翌日 ～令和9年3月31日(水)
業務開始	令和9年4月1日(木)

1.2 参加申込の手続き

(1) 提出書類

参加希望者は、表2「参加資格確認申請時の提出書類」に示す書類を提出すること。

表2 参加資格確認申請時の提出書類

提出書類	留意事項
参加資格確認申請時提出書類一覧表	様式第1号-1
参加表明書	様式第1号-2
参加資格確認申請書	様式第1号-3
会社概要書	様式第1号-4
業務実績書(検針業務かつ滞納整理業務) (収納業務かつ開閉栓業務)(宿日直業務 及び常直業務)(上水道維持管理業務及び 受益者負担金業務)	様式第1号-5
役員等名簿及び照会承諾書	様式第1号-6 ア 事業者が、株式会社については取締役(代表

	取締役を含む。)及び執行役(代表執行役を含む。)、合名会社又は合同会社については社員、合資会社については無限責任社員、社団法人又は財団法人については理事(代表理事を含む。)に該当する者を、前文に掲げる以外の事業者については、前文に掲げる役職に相当する地位にある者を記載すること。 イ 法人格を有しない事業者については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者を記載すること。 ウ ア並びにイに掲げる者のほか、支配人を置く場合は支配人、支店長、営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長、営業所長その他の者を記載すること。
【添付資料】	
会社概要資料	最新のもの、パンフレット等も可
営業経歴書	過去5年の営業実績がわかるもの
直近決算年度から過去3年分に係る計算書類及び事業報告書並びにこれらの付属明細書	会社法(平成17年法律第86号)第435条第2項に規定されたもの
登記事項証明書(履歴時効全部証明書)(法務局発行)	公表日以降に交付されたもの 原本
法人税又は所得税、消費税及び地方消費税に未納のない証明書	公表日以降に交付された直近1ヶ年度分の未納のない証明書「その3の3」原本
県税に未納のない証明書	公表日以降に交付された直近1ヶ年度分の県税に係る未納のない証明書 原本
市町村税に滞納のない証明書	公表日以降に交付された直近1ヶ年度分の市町村税に係る滞納のない証明書 原本
参加資格要件を満たしていることを証する履行証明書、仕様書の写し	令和5年度から令和7年度までの各年度において毎月10,000件以上(隔月検針においては、年間60,000件以上)の水道料金の検針件数かつ水道料金の滞納整理業務実績を確認できる履行証明書の原本、仕様書等の写し
個人情報保護及び情報セキュリティに関する公的認証取得の証明等	個人情報保護に関してはプライバシーマーク、情報セキュリティに関してはISO/IEC27001の証明等の写し
印鑑証明書	公表日以降に交付されたもの 原本

(2) 提出先

大牟田市企業局総務課(以下「事務局」という。)

所在地 〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

電話番号 0944-41-2840

- (3) 提出方法
事前に日時を連絡後、持参すること。
- (4) 提出期間
令和8年10月13日（火）から令和8年10月23日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- (5) 提出部数
各1部

1.3 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果については事業者に対し、令和8年11月6日（金）に郵送にて通知する。

参加資格を有していると認められた事業者（以下「参加者」という。）に対しては、「参加資格確認結果通知書（様式第7号－1）」により通知する。また、参加資格を有していないと認められた事業者に対しては、「参加資格確認結果通知書（様式第7号－2）」に理由を付して通知する。

(1) 参加資格確認結果に関する説明

参加資格確認結果の通知により、参加資格を有していないとされた事業者は、本市に対して、「参加資格確認結果に関する説明要求書（様式第1号－7）」により、説明を求めることができ、本市は、当該事業者に対して「参加資格確認結果に関する説明要求回答書（様式第7号－3）」により、令和8年11月17日（火）までに郵送にて回答する。

- ① 提出先
事務局
- ② 提出方法
郵送（簡易書留又は一般書留のいずれか）による。
- ③ 提出期限
令和8年11月13日（金）の午後5時必着とする。

1.4 資料閲覧

本業務に関する資料閲覧を次の要領で行う。

なお、閲覧が可能な資料は、表3「閲覧可能資料」に示すとおりとし、紙資料での閲覧とする。

資料閲覧を希望する場合は、「資料閲覧申込書（様式第3号）」に記入のうえ、提出すること。

表3 閲覧可能資料

番号	名 称
1	企業局水道事業概要（令和7年度）
2	企業局下水道事業概要（令和7年度）
3	大牟田市新水道ビジョン
4	大牟田市企業局統計年報（令和3年度～令和7年度）
5	業務報告書（年報）（水道料金等）（令和3年度～令和7年度）
6	業務報告書（月報）（水道料金等）（令和3年度～令和7年度）
7	印刷製本発注帳票（見本）（水道料金・下水道事業受益者負担金）

(1) 提出先

事務局 メールアドレス e-suido-p@city.omuta.fukuoka.jp

(2) 申込方法

電子メールとする。

件名の先頭に、「【水道料金等関連業務】」と付すこと。

(3) 申込期間

令和8年10月2日（金）から令和8年10月9日（金）までとする。

(4) 資料閲覧場所

資料閲覧場所は、本市が指定した場所とする。

(5) 資料閲覧期間及び閲覧日時

資料閲覧期間は、令和8年10月13日（火）から令和8年10月20日（火）までとする。閲覧日時については本市が指定し、「資料閲覧申込書（様式第3号）」に記載された担当者に電子メールにて連絡する。なお、希望日時に添えない場合は、別途調整する。

1.5 実施要領等に関する質問書の提出

実施要領等について質問がある場合は、質問内容を簡潔にまとめ「実施要領等に関する質問書（様式第2号）」に記入のうえ、提出すること。

(1) 提出先

事務局 メールアドレス e-suido-p@city.omuta.fukuoka.jp

(2) 提出方法

電子メールとする。（ファイル形式はWord形式のみ可）。

件名の先頭に、「【水道料金等関連業務】」と付すこと。

(3) 提出期間

①参加資格に関するもの

令和8年10月1日（木）から令和8年10月16日（金）までとする。

②参加資格に関するもの以外

令和8年10月13日（火）から令和8年10月30日（金）までとする。

1.6 実施要領等に関する質問への回答

質問に対する回答は、本市のホームページで公表する。回答に当たっては、質問者を匿名化する。

(1) 公表先

本市ホームページの URL : <https://www.city.omuta.lg.jp/kigyoukyoku/>

(2) 公表日

①参加資格に関するもの

随時行い、最終公表は令和8年10月22日（木）とする。

②参加資格に関するもの以外

随時行い、最終公表は令和8年11月20日（金）とする。

1.7 プロポーザルの辞退

本市より参加資格を有する旨の通知を受けた参加者が、プロポーザルを辞退する場合には、業務提案書等の提出期限日までに「プロポーザル参加辞退書（様式第6号）」を郵送（簡易書留又は一般書留のいずれか）により事務局へ提出すること。

18 業務提案書等の提出

(1) 提出書類

参加者は、表4「業務提案書等提出書類」に示す書類を提出すること。

表4 業務提案書等提出書類

提出書類	様式	留意事項
提案書等提出書類一覧表	様式第4号-1	
業務提案書提出書	様式第4号-2	
業務提案書表紙（参加者名）	様式第4号-3	ア 参加者名の記入は（様式第4号-3）の表紙のみとする、業務提案書の内容部分には、参加者名が特定できない表現に置き換えること。 イ （様式第4号-4）に記載する参加者記号は、（様式第7号-1）に記載されている参加者番号を記入すること。 ウ A4判縦の用紙を基本とするが、必要に応じA3判横も可とする。いずれも横書きで記載する。業務提案書全体の枚数は、表紙を除きA4判で換算し50ページ以内とし、ページ番号を付番する。A4判は両面印刷、A3判は片面印刷とし、A判に折り畳んで添付すること。 エ 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本通貨、単位は計量法（平成4年法律第51号）に基づく単位とする。 オ 文字の書体はMSゴシック体、文字のサイズは10.5ポイント以上とすること。ただし、図式中の文字のサイズはこの限りでない。 カ 簡潔かつ明瞭に記述すること。 専門用語や略語を用いる場合は、初出の場所に一般用語を用いて定義を記述すること。また、必要に応じ注釈を付記すること。 キ コンパクトディスク等電子装置を使用する記憶媒体での提出は認めない。 ク 日付については、原則元号で記載すること。 ケ 業務提案書記載事項に対する根拠資料等は添付資料とすること。
業務提案書表紙（参加者記号）	様式第4号-4	
業務体制に関する提案書	様式第4号-5-①	
業務体制図	様式第4号-5-②	
地域貢献（地元経済・地元雇用）に関する提案書	様式第4号-6	
窓口業務に関する提案書	様式第4号-7	
検針業務に関する提案書	様式第4号-8	
開閉栓業務に関する提案書	様式第4号-9	
調定に係る資料作成業務に関する提案書	様式第4号-10	
収納業務に関する提案書	様式第4号-11	
滞納整理業務に関する提案書	様式第4号-12	
宿日直業務に関する提案書	様式第4号-13	
常直業務に関する提案書	様式第4号-14	
上水道維持管理業務に関する提案書	様式第4号-15	
下水道事業受益者負担金業務に関する提案書	様式第4号-16	
その他業務に関する提案書（業務履行方法に関するもの）	様式第4号-17	
研修、教育及び人材育成に関する提案書	様式第4号-18	
セキュリティ（情報セキュリティ含む。）及び個人情報の保	様式第4号-19	

	護に関する提案書		
	防災、災害及び緊急時危機管理に関する提案書	様式第4号-20	
	その他の業務に関する提案書	様式第4号-21	
見積書		様式第4号-22	ア (様式第4号-22) には本業務全体の5年間に要する経費の総額を記入し、(様式第4号-23) には、その内訳を年度別に記入すること。 イ 見積書送付用封筒記載要領(様式第4号-24) に従い郵送すること。 ウ 物価変動等に応じた改定は見込まないこと。 エ 消費税及び地方消費税額は含まないこと。
見積内訳書		様式第4号-23	

(2) 提出先

事務局

所在地 〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

電話番号 0944-41-2840

(3) 提出方法

①業務提案書等提出書類(見積書及び見積内訳書を除く。)

事前に日時を連絡後、持参すること。

②見積書及び見積内訳書

配達日指定による郵送(簡易書留又は一般書留のいずれか)とする。

(4) 提出期間及び配達指定日

①業務提案書等提出書類の提出期間

令和8年11月30日(月)から令和8年12月4日(金)までとする。

なお、各日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(見積書及び見積内訳書を除く。)

②見積書及び見積内訳書の配達指定日

令和8年12月4日(金)とする。

(5) 提出部数

提案書等提出書類一覧表(様式第4号-1) 1部

業務提案書提出書(様式第4号-2) 1部

業務提案書

正本1部 「業務提案書表紙(参加者氏名)(様式第4号-3)」、「業務体制に関する提案書(様式第4号-5-①)」から「その他の業務に関する提案書(様式第4号-21)」までをまとめて綴ること。

副本14部 「業務提案書表紙(参加者記号)(様式第4号-4)」、「業務体制に関する提案書(様式第4号-5-①)」から「その他の業務に関する提案書(様式第4号-21)」までをまとめて綴ること。

見積書(様式第4号-22) 1部

見積内訳書(様式第4号-23) 1部

1.9 費用の負担

プロポーザルに係る費用については、全て参加者の負担とする。

20 プロポーザルの提出書類の使用等

- (1) 参加者から提出された業務提案書等は返却しない。
- (2) 参加者（プロポーザルを辞退した者も含む。）は、本市が提供する資料を本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (3) 業務提案書等の著作権は、それぞれの製作者に製作者に帰属するが、プロポーザルの実施上必要な場合は、無断及び無償で複製することがある。

21 プロポーザルに関する留意事項

(1) 提出書類の書換え等の禁止

参加者は、業務提案書提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出をすることができない。

(2) プロポーザルの無効

参加者が次のいずれかに該当する場合は、プロポーザルの参加資格又は最終業務候補者の決定について、無効とする。

- ① 提出方法、提出期限又は提出書類に適合しないとき。
- ② 業務提案書に虚偽又は不備があったとき。
- ③ 1 参加者につき業務提案書を 2 件以上提出したとき。
- ④ 見積書及び見積内訳書が配達指定日（令和 8 年 12 月 4 日（金））に本市に到達しないとき。
- ⑤ 見積書を 2 通以上提出したとき。
- ⑥ 見積書及び見積内訳書に委託名の記載がないとき、見積金額の記載がないとき、見積金額を訂正したとき、記名押印がないとき、又は記載事項が不明で判読しにくいとき。
- ⑦ 見積金額の限度額（消費税及び地方消費税額を含まない額。）を上回る価格で見積もったとき。
- ⑧ 見積内訳書の提出をせずに見積書を提出したとき、又は提出された見積内訳書の内容が見積書に対応しない見積もりをしたとき。
- ⑨ 連合その他不正の行為があったと認められるとき。
- ⑩ 参加者がプレゼンテーションに出席しないとき。
- ⑪ 契約の履行が困難と認められるに至ったとき。
- ⑫ その他不適当と認めるものがあったとき。

(3) プロポーザルの成立

プロポーザルは、参加者が 1 者となった場合も成立する。

(4) プロポーザルの中止等

本市が必要と認めた場合には、プロポーザルを中止、延期、又は取消すことがある。

この場合において、参加者が損害を受けることがあっても、本市はその賠償の責を負わない。

22 審査委員会

(1) 審査方法

本業務では、専門的かつ豊富な経験、実績及び信頼性を有する優れた事業者を選定するために公募型プロポーザル方式を採用し、見積価格のほか業務提案の非価格要素を含めて総合的に評価する。

(2) 審査委員会の設置

本市では、業務受託候補者の選定に当たり、公平性及び透明性を確保し審査を実施するため、大牟田市水道料金等関連業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(3) 審査委員会の構成

審査委員会は、本市企業局職員（局長代理、総務課長、総務副課長、上水道課長、下水道課長）5名により構成する。

なお、参加者が本実施要領等公表後最終業務受託者選定前までに、本業務について審査委員会の委員に対して、直接及び間接に関わらず、メール、電話、第三者を介してなどにより接触を試みた場合は失格とする。

2.3 事業者の決定

(1) プレゼンテーションの実施

委員会及び本市は、業務提案書等受付終了後、参加者ごとにプレゼンテーションを実施する。

実施時期は、令和8年12月21日（月）及び22日（火）（予定）とし、場所及び内容等を参加者に対して、「プレゼンテーション開催通知（様式第7号-4）」により令和8年12月7日（月）に電子メールにて通知する。

なお、プレゼンテーションの内容も評価の対象となるため、事務局において録音を行う。

- ① 参加者は、「プレゼンテーション参加者届出書（様式第5号）」により、プレゼンテーションに参加する人員（5名以内で可能な限り少人数）等について、速やかに本市に対し届け出ること。
- ② 参加者のうち希望者は、電子機器類を使用してプレゼンテーションを行うことができる。この場合に必要な電子機器類は、参加者で準備すること。

なお、スクリーン（プロジェクター用）については本市で用意する。

準備及び片付けに要する時間は、プレゼンテーション（質疑応答まで含む。）の前後各10分以内とする。

- ③ 所要時間は、1参加者につき1時間以内とする。

ア プレゼンテーション	40分以内
イ 質疑応答	20分程度
- ④ 参加者は、プレゼンテーションを実施するに当たっては、社名等が特定できないようにすること。
- ⑤ プレゼンテーションは提出した資料等で特に強調したい項目を中心に説明を行うものであり、補足説明資料や新たな資料等を提出することはできない。

(2) 最終業務受託候補者の選定

最終業務受託候補者の選定等は、審査委員会において行う。

審査委員会は、業務評価審査による業務評価点に価格評価点を加算して総合評価点を算定し、総合評価点が最も高い参加者を最終業務受託候補者とする。

なお、最も高い総合評価点が同点の参加者が2者以上あるときは、「最終業務受託候補者決定基準4（3）審査の評価項目及び配点」に定める審査の評価項目のうち、③業務体制、⑥検針業務、⑩滞納整理業務、⑰セキュリティ（情報セキュリティ含む。）及び個人情報の保護、⑱防災、災害及び緊急時等危機管理の評価点を合計し、その合計評価点が最も高い参加者を最終業務受託候補者に選定する。

なお、この時点においても前記の合計評価点が最も高い参加者が2者以上ある時は、事務局においてくじを引くものとし、成立案件を満たす委員（出席委員）全員

が立会い、審査委員会は、当該くじの結果を踏まえ、最終業務受託候補者を選定する。

(3) 総合評価点の配点内訳

業務評価点と価格評価点の配点は、次のとおりとする。

総合評価点（500点満点）＝業務評価点（375点）＋価格評価点（125点）

(4) 選定結果の報告

審査委員会は、選定結果を本市企業管理者に報告する。

(5) 最終業務受託候補者の決定

本市企業管理者は、審査委員会からの選定結果を受け、最終業務受託候補者を決定する。

(6) 審査結果の通知

本市は、最終業務受託候補者に対しては、「審査結果通知書（様式第7号－5）」により郵送にて結果を通知する。また、選定されなかった事業者に対しては、「審査結果通知書（様式第7号－6）」により郵送にて結果を通知する。なお、次順位者に対しては、次順位者として選定された旨を「審査結果通知書（様式第7号－6）」に記載する。

(7) 審査結果の公表

審査結果については本市のホームページで公表する。

なお、公表内容に関する問い合わせには応じない。

2.4 契約手続き

(1) 契約に向けての協議等

本市と最終業務受託候補者は、誠意をもって協議を行う。なお、当該協議の期間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から1月3日までを含み概ね3週間とする。

(2) 仕様書の変更等

契約書に添付する仕様書は、最終業務受託候補者の業務提案等における提案が優れたものと認められるときは、プロポーザル実施当初の2（1）①大牟田市水道料金等関連業務委託仕様書を基に、（1）の協議及び本市の判断により追加変更及び削除等を行うことができるものとする。

(3) 見積書等の提出

本市が提出を求めた場合又は本市が必要と認める場合は、最終業務受託候補者は見積書及び見積内訳書を提出するものとする。

(4) 契約の締結

本市は、（1）の協議が合意に達したときは、その最終業務受託候補者と業務委託契約を締結する。

(ア) 契約保証金

契約保証金の額は、業務委託料の100分の10以上とし、契約締結の時までに納めるものとする。ただし、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約の締結をしたときは契約保証金の納付を免除する。

また、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であり、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと本市が認めた場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。この場合においては、最終業務受託候補者は当該免除に該当すると判断できる書類を本市に提出しなければならない。

(イ) 誓約書の提出

最終業務受託候補者は、業務委託契約の締結の際に、暴力団排除条例等を承諾した旨の「誓約書」を本市に提出しなければならない。

(5) 協議の終了

(1) の協議が合意に達しないときは、本市は最終業務受託候補者に文書により協議の終了を通知する。

(6) 契約の辞退

最終業務受託候補者は、契約までの間、契約候補者となることを辞退することができる。この場合、本市にその理由を明記した文書により通知する。

(7) 次順位者との交渉

(5) により本市が協議の終了を通知したとき又は(6)により最終業務受託候補者が契約の辞退を通知したとき若しくは最終業務受託候補者が業務委託契約を締結できない事由が発生したときは、本市はプロポーザル結果において次順位以下となった参加者のうち、順位が上位であった者から当該業務委託契約に向けた交渉を行うことができる。

(8) 協議及び契約に要する費用の負担等

最終業務受託候補者は、当該協議及び契約に係る費用を本市に請求することはできない。

また、協議が不成立となった場合であっても、一切の申立てはできない。さらに、すでに決定した事項の取消しによる補償等についても、本市は一切行わないものとする。

2.5 プロポーザルの不適合

- (1) プロポーザルにおける参加者の手続、提出書類及び参加資格等について、その内容等に不適合があることが判明した場合は、審査委員会の審査により対応を決定する。
- (2) 審査委員会は、必要に応じて参加者に対し、(1)に定める不適合についてヒアリングを行うことができる。
- (3) 本市は、(1)に定める不適合が重大又は悪質であり、プロポーザルの公平性又は公正性を著しく損なう恐れがあると認められる場合は、プロポーザルに係る決定事項を取り消すことができる。

2.6 必要事項等の追加

本プロポーザルの実施に当たり、要領等に定める事項及び定めのない事項について生じた場合は、参加資格確認結果の通知前においては本市のホームページを通じて、また参加資格確認結果の通知後においては参加者に書面にて通知する。

2.7 問合せ先【事務局】

大牟田市企業局総務課

所在地 〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

電話番号 0944-41-2840

FAX 0944-41-2842

メールアドレス e-suido-p@city.omuta.fukuoka.jp